

(別紙)

県立学校における教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて

三重県教育委員会

○教職員による児童生徒の撮影に係る基本的な考え方

- ・ 学校は、児童生徒や保護者に写真・動画撮影を行うことがあることを明示し、撮影及び画像・映像データの使用について、入学時等に児童生徒及び保護者から同意を得ること。
- ・ 撮影を予定する場合は、撮影目的を明確にしたうえで、事前に管理職の許可を得ること。
- ・ 入学時等に撮影の同意を得た場合であっても、実際に撮影する際は、撮影する旨を児童生徒に伝えとともに、被写体となる児童生徒が撮影を拒んだ場合は、撮影しないこと。
- ・ 児童生徒の生命・身体に係る事故があった際等、緊急に撮影する必要がある場合に限り、管理職の許可を得ずに撮影することができる。

1 教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末^{※1}、記録媒体^{※2}について

- (1) 児童生徒を撮影する際に使用する端末、記録媒体については、原則、学校所有等（以下、「公的」という。）の端末、記録媒体を使用すること。
- (2) 児童生徒の生命・身体に係る事故があった際等、緊急に撮影の必要がある場合及び管理職が許可する場合に限り、教職員の私的な端末、記録媒体を用いて撮影できることとする。
- (3) 児童生徒を撮影する際には、公的、私的な端末の如何によらず、事前に学校所定の管理簿等に撮影予定日、撮影目的及び使用端末等を記入すること。ただし、児童生徒の生命・身体に係る事故等が発生し、緊急に撮影する必要がある場合については、対応後に管理職に事故等の報告をするとともに、学校所定の管理簿等に撮影した内容等を記入すること。

※1 スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ等の写真・動画撮影機能のある端末

※2 デジタルカメラ等内部記録メモリを備えた機器及びSDカード等の外部記録媒体

2 撮影した児童生徒の画像・映像データの保存について

- (1) 写真・動画撮影後、速やかに撮影した画像・映像データを学校指定の共有フォルダ等※³に保存すること。
- (2) 許可を受けた私的な端末、記録媒体を使用する際は、画像・映像データが教職員個人のクラウド等へ自動保存されないよう設定すること。ただし、緊急に撮影する必要がある場合は除く。
- (3) 学校指定の共有フォルダ等に保存した後、撮影者以外の教職員による確認のもと、端末、記録媒体等の画像・映像データを速やかに削除すること。

※3 シェアポイント、学校所有のファイルサーバー等にある共有フォルダ

3 撮影した児童生徒の画像・映像データの管理について

- (1) 個人情報の扱いには十分に注意するとともに、利用目的を終えた画像・映像データは学校指定の共有フォルダ等から速やかにすべて削除すること。
- (2) 学校指定の共有フォルダ等に保存されている児童生徒の画像・映像データを、管理職の許可なく学校外へ持ち出さないこと。
- (3) 管理職の許可を得て児童生徒の画像・映像データを学校外へ持ち出す場合は、学校所定の個人情報管理簿等に記載し、暗号化やパスワード設定等、紛失・漏洩への防止対策を徹底するとともに、教職員個人の端末等に画像・映像データを保存しないこと。

4 教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いの運用について

- (1) 管理職は、児童生徒の撮影等に係る取扱いが適切に行われるよう、年度当初に教職員に対し、この取扱いを周知徹底すること。
- (2) 管理職または管理職から指示を受けた教職員は、定期的に、学校所定の管理簿及び個人情報管理簿等を確認するとともに、学校指定の共有フォルダ等に保存されている児童生徒の画像・映像データが適切に管理されていることを確認すること。